



福岡県医発第 2562 号(地)

令和 6 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する注意喚起について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における HPV ワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」(令和 6 年 12 月 16 日付福岡県医発第 2483 号(地))で連絡のとおり、HPV キャッチアップ接種を期間中に 1 回以上接種している者については、期間終了後も公費で 3 回の接種を完了できるよう、経過措置を設けること等の結論が得られたところです。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、キャッチアップ接種対象者の中には、過去に HPV ワクチンを 1 回又は 2 回接種した後、長期にわたり接種を中断していた方等が一定数存在することから、改めて、予診時に確実に過去の接種歴(任意接種も含む)を確認すること等について、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

(参考)

○予防接種による間違いを防ぐために (2024 年改訂版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001280635.pdf>

○予防接種基本方針部会における医療関係者ヒアリング資料

(平成 30 年 3 月 29 日開催)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000200528.html>

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 工藤嘉公

会長 島田昇二郎

日医発第 1541 号（健Ⅱ）

令和 6 年 12 月 10 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹 本 洋 一

HPV ワクチンのキャッチアップ接種に関する注意喚起について

「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における HPV ワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和 6 年 12 月 2 日付日医発第 1491 号（健Ⅱ））で連絡のとおり、HPV キャッチアップ接種を期間中に 1 回以上接種している者については、期間終了後も公費で 3 回の接種を完了できるよう、経過措置を設けること等の結論が得られたところです。

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、キャッチアップ接種対象者の中には、過去に HPV ワクチンを 1 回又は 2 回接種した後、長期にわたり接種を中断していた方等が一定数存在することから、改めて、予診時に確実に過去の接種歴（任意接種も含む）を確認すること等について、本会に対して周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

【参考】

○予防接種による間違いを防ぐために（2024 年改訂版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001280635.pdf>

○予防接種基本方針部会における医療関係者ヒアリング資料(平成 30 年 3 月 29 日開催)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000200528.html>

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する注意喚起について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、先般、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和6年11月29日付事務連絡）でお示ししたとおり、従来の定期接種の対象年齢を超えた接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の期間終了後の取扱いについて議論し、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設けること等の結論が得られたところです。

キャッチアップ接種対象者の中には、過去にHPVワクチンを1回又は2回接種した後、長期にわたり接種を中断していた方等が一定数存在することから、「HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」（令和4年3月18日健健発0318第3号厚生労働省健康局健康課長通知）において、接種歴を確認できない者に対しては、医療機関において、予診時に確実に過去の接種歴を確認すること等の留意事項をお示ししています。

今般、キャッチアップ接種の経過措置を設けること等を踏まえ、改めて、キャッチアップ接種に関してご確認いただきたい留意事項を別添事務連絡のとおりお示しし、各都道府県、市町村及び特別区宛に連絡したところです。

貴会におかれましては、別添事務連絡の内容について御了知いただき、HPVワクチン接種の適切な実施、周知等に特段の御配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 6 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する注意喚起について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、先般、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和6年11月29日付事務連絡）でお示したとおり、従来の定期接種の対象年齢を超えた接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の期間終了後の取扱いについて議論し、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設けること等の結論が得られたところです。

キャッチアップ接種対象者の中には、過去にHPVワクチンを1回又は2回接種した後、長期にわたり接種を中断していた方等が一定数存在することから、「HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」（令和4年3月18日健健発0318第3号厚生労働省健康局健康課長通知）において、接種歴を確認できない者に対しては、医療機関において、予診時に確実に過去の接種歴を確認すること等の留意事項をお示ししています。

今般、キャッチアップ接種の経過措置を設けること等を踏まえ、改めて、キャッチアップ接種に関してご確認いただきたい留意事項を下記のとおりお示いたしますので、内容について御了知いただき、引き続き、HPVワクチン接種の適切な実施に向けた取組を進めていただくとともに、貴管下関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. キャッチアップ対象者への周知・勧奨を行う際の留意事項について

キャッチアップ対象者の中には、既にHPVワクチンの規定回数の接種を完了した者（以下「接種完了者」という。）が含まれることから、以下の点に留意されたい。

- （１）予防接種台帳等により接種完了者であることが判明している者については、周知・勧奨を行わないこと。
- （２）任意接種を受けた場合や接種完了後に転居した等により、現在住民票が登録されている市区町村では予防接種台帳等により接種歴を確認できない者は、まずは、以下２のとおり、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の活用その他、転居前自治体に問い合わせることにより接種記録を確認いただきたい。

その上で、接種歴を確認できない者に対しては、周知・勧奨の対象から除外することが困難なため、医療機関において、予診時に確実に過去の接種歴を確認すること。

2. 予防接種記録の保存及び転入者の接種記録の確認について

各自治体においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について（依頼）」（平成 27 年 11 月 11 日付事務連絡）でお示ししているとおり、予防接種関係のデータ標準レイアウトに基づき、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種情報も含め、特定個人情報 84 番（予防接種法による予防接種の実施に関する情報）である接種記録の副本データを自治体中間サーバーへ登録していただいているところである。新たに転入した方の転入前自治体での接種記録については、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うことで確認することができるので、接種歴の確認方法の一つとして、転入者への適切な周知・勧奨等に活用いただきたい。なお、副本データとして保存すべき情報の年限は 5 年分と示していることから、5 年以上前の接種記録については保存されていないこともあり得る点は留意されたい。

以上

【参考】

○予防接種による間違いを防ぐために（2024 年改訂版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001280635.pdf>

○予防接種基本方針部会における医療関係者ヒアリング資料（平成 30 年 3 月 29 日開催）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000200528.html>